

Ⅲ シリーズ 社会福祉法人の力を地域に ～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

「 地域貢献の一環として ～ののいち社会福祉資源貸出ガイドマップ～ 」 野々市市社会福祉法人連絡会

取り組みの概要

野々市市社会福祉法人連絡会（以下、法人連絡会）では、法人が保有する備品や施設等の資源を地域に還元するため、貸出可能なものを一覧にした「ののいち社会福祉資源貸出ガイドマップ」を作成しました。地域のつながりを深め、地域福祉活動の活性化を図ることを目的に、町内会や子ども会、PTA関係等の行事に活用していただけたらとの思いから企画したもので、市内19法人（21事業所）の情報を掲載しています。

市内在住・在学の方で構成された団体の公益性のある活動を対象に原則無料で貸出が可能です。法人内の会議室や駐車場などの場所の提供や、机、椅子、レクリエーション用具などの備品の他、介護や子育て等をテーマとしたセミナーへの講師派遣も行います。

地域からの反響

完成したガイドマップは、法人職員が近隣の公民館等に出向き、マップの説明とあわせて配布しました。すでに地域の方から「小学校でバザーをするので駐車場を借りたい」「地区のお祭りの時に駐車場を借りたい」といった依頼が寄せられており、さっそく取り組みの効果が表れています。このマップを通して、これまでよりもさらに法人と地域のつながりが深まり、双方の顔の見える関係づくりに一役買っています。

これからの取り組みについて

【法人連絡会 原田会長（あおぞら福祉会）】法人が持つ物的・人的資源を地域の方に開放することで、社会福祉法人を身近に感じてもらいたい。法人と地域の顔の見える関係が構築されることで、地域のニーズを知るきっかけにもつながる。これからも法人同士が連携し、ニーズに沿った取り組みを進めていきたい。

【連絡会事務局：野々市市社協】既に各社会福祉法人がもっている資源を活かして地域に知ってもらおうという趣旨から始めました。このマップ作成をとおして法人同士の連携が深まりました。今後も地域に寄り添った活動ができるよう支援していきたい。



表紙には、市内の法人所在地の位置関係を示した地図が掲載されています。

【問い合わせ】（社福）野々市市社会福祉協議会 TEL 076-246-0112

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇